野田市告示第194号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条の規定により、普通財産を無償で貸し付けるため、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例施行規則第4条の規定により、貸し付ける相手方の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)、貸し付ける普通財産の内容並びに貸付けの期間を次のとおり告示する。

令和7年8月26日

野田市長 鈴 木 有

普通財産の無償貸付けについて

相手方	普通財産の内容		期間	用途
	所在地	地積	別囘	用述
			令和7年10月4日	
野田市堤台74-5 堤台自主防災会 代表者 本部長 荒木 茂	野田市堤台字松山堤 台 484番1の一部、 485番3の一部	1 4 0 m²	ただし、荒天で令和	自主防災
			7年10月4日に自主	訓練用地
			防災訓練が実施できな	として使
			かった場合、貸付期間	用するた
			は令和7年10月18	め
			日に変更とする。	